

(新)

【別表12】歴史遺産型美観地区 千両ヶ辻界隈景観整備地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。 * 切妻平入りとすること。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
中・高層建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面する外壁には、できる限り建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 建築物の外観は、できる限り和風を基調とする形態意匠とすること。 * 道路に面する3階の外壁面は、道路境界から2.7メートル以上後退すること。 * 道路に面する外壁には、建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。 * 切妻平入りとすること。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
中・高層建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面する外壁には、できる限り建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 建築物の外観は、できる限り和風を基調とする形態意匠とすること。 * 道路に面する3階以上の外壁面は、道路境界から2.7メートル以上後退すること。 * 道路に面する外壁には、建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界隈整備地域についてのみ適用する。

(旧)

【別表12】歴史遺産型美観地区 千両ヶ辻界隈景観整備地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。 * 切妻平入りとすること。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
中・高層建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面する外壁には、できる限り建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 建築物の外観は、できる限り和風を基調とする形態意匠とすること。 * 道路に面する3階の外壁面は、道路境界から2.7メートル以上後退すること。 * 道路に面する外壁には、建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。 * 切妻平入りとすること。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
中・高層建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面する外壁には、できる限り建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 建築物の外観は、できる限り和風を基調とする形態意匠とすること。 * 道路に面する3階以上の外壁面は、道路境界から2.7メートル以上後退すること。 * 道路に面する外壁には、建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界隈整備地域についてのみ適用する。

(新)

【別表13】歴史遺産型美観地区 上京北野界わい景観整備地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 原則として特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。 * 切妻平入りとすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦又は銅板その他の金属板とすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調するとともに、できる限り和風を基調とする形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面する外壁には、できる限り建築物の外壁面から突出する物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 建築物の外観は、真壁造り等の和風を基調とする形態意匠とすること。 * 道路に面する3階以上の外壁面は、道路境界から2.7メートル以上（上七軒通りにあっては3.6メートル以上）後退すること。 * 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から2.7メートル以上後退する場合は、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 * 道路に面する建具は、和風の意匠とし、原則としてガラス面が露出しないこと。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界わい整備地域についてのみ適用する。

(旧)

【別表13】歴史遺産型美観地区 上京北野界わい景観整備地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 原則として特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。 * 切妻平入りとすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦又は銅板その他の金属板とすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調するとともに、できる限り和風を基調とする形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面する外壁には、できる限り建築物の外壁面から突出する物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 建築物の外観は、真壁造り等の和風を基調とする形態意匠とすること。 * 道路に面する3階以上の外壁面は、道路境界から2.7メートル以上（上七軒通りにあっては3.6メートル以上）後退すること。 * 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から2.7メートル以上後退する場合は、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 * 道路に面する建具は、和風の意匠とし、原則としてガラス面が露出しないこと。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界わい整備地域についてのみ適用する。

(新)

【別表14】歴史遺産型美観地区 西京檜原界わい景観整備地区

地区名	街道北, 街道南地区	街道沿い地区
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦, 銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦, 銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。 	同左
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 <p>建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。</p> <p>道路に面する外壁は、真壁造り等の和風を基調とする形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。</p> <p>道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上、かつ、道路境界から3.6メートル以上後退すること。</p> <p>旧山陰街道に面する敷地は、当該街道側に主玄関口が設けられていること。</p> <p>道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から3.6メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿つて周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。</p> <p>道路に面する外壁には、できる限り建築物の外壁面から突出する物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。</p>	
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。 	同左
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。 	同左

(旧)

【別表14】歴史遺産型美観地区 西京檜原界わい景観整備地区

地区名	街道北, 街道南地区	街道沿い地区
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦, 銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦, 銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。 	同左
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。 	同左
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。 	同左

(新)

【別表15】歴史遺産型美観地区 本願寺・東寺界わい景観整備地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。 * 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。 * 八条通以北においては、東西の通りに面する1, 2階の外壁に、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、見世づくりの外観意匠とする場合は、この限りでない。 * 八条通以北においては、1階の庇等の先端が、道路から原則として2.7メートル以上離れないこと。ただし、道路に沿って和風意匠の埠等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 * 八条通以南においては、大宮通に面する1, 2階の外壁に、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
低層建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面して物干し台、屋外階段等を設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 八条通以北においては、東西の通りに面する3階の外壁面を1階の外壁面より原則として90cm以上後退させること。 * 八条通以北の道路が交わる敷地にあっては、それぞれの道路に対して正面性を図る形態意匠とすること。 * 道路が交わる敷地にあっては、道路に面する1, 2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は埠等を設置すること。

(旧)

【別表15】歴史遺産型美観地区 本願寺・東寺界わい景観整備地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。 * 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。 * 八条通以北においては、東西の通りに面する1, 2階の外壁に、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、見世づくりの外観意匠とする場合は、この限りでない。 * 八条通以北においては、1階の庇等の先端が、道路から原則として2.7メートル以上離れないこと。ただし、道路に沿って和風意匠の埠等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 * 八条通以南においては、大宮通に面する1, 2階の外壁に、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
低層建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面して物干し台、屋外階段等を設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 八条通以北においては、東西の通りに面する3階の外壁面を1階の外壁面より原則として90cm以上後退させること。 * 八条通以北の道路が交わる敷地にあっては、それぞれの道路に対して正面性を図る形態意匠とすること。 * 道路が交わる敷地にあっては、道路に面する1, 2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面して物干し台、屋外階段等を設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 八条通以北においては、東西の通りに面する3階の外壁面を1階の外壁面より原則として90cm以上後退させること。 * 八条通以北の道路が交わる敷地にあっては、それぞれの道路に対して正面性を図る形態意匠とすること。 * 道路が交わる敷地にあっては、道路に面する1, 2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は埠等を設置すること。

(新)

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。 * 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。 * 八条通以北においては、東西の通りに面する1、2階の外壁に、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、見世づくりの外観意匠とする場合は、この限りでない。 * 八条通以南においては、大宮通に面する1、2階の外壁に、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
中・高層建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面して物干し台、屋外階段等を設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 八条通以北においては、東西の通りに面する3階以上の外壁面を1階の外壁面より原則として90cm以上後退させること。 * 八条通以北の道路が交わる敷地にあっては、それぞれの道路に対して正面性を図る形態意匠とすること。 * 道路が交わる敷地にあっては、道路に面する1、2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界隈い整備地域についてのみ適用する。

注 本願寺地区の特色ある意匠を構成する要素は、飾り窓、平格子、目隠し格子、額縁窓、持ち出し手摺、腕木びさし、加敷天井（蔵づくり風を含む。）、むしこ窓、幕掛けとする。
東寺地区の特色ある意匠を構成する要素は、平格子、出格子、腕木びさし、加敷天井（蔵づくり風を含む。）、むしこ窓、幕掛けとする。

(旧)

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。 * 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。 * 八条通以北においては、東西の通りに面する1、2階の外壁に、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、見世づくりの外観意匠とする場合は、この限りでない。 * 八条通以南においては、大宮通に面する1、2階の外壁に、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
中・高層建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面して物干し台、屋外階段等を設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 八条通以北においては、東西の通りに面する3階以上の外壁面を1階の外壁面より原則として90cm以上後退させること。 * 八条通以北の道路が交わる敷地にあっては、それぞれの道路に対して正面性を図る形態意匠とすること。 * 道路が交わる敷地にあっては、道路に面する1、2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面して物干し台、屋外階段等を設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 八条通以北においては、東西の通りに面する3階以上の外壁面を1階の外壁面より原則として90cm以上後退させること。 * 八条通以北の道路が交わる敷地にあっては、それぞれの道路に対して正面性を図る形態意匠とすること。 * 道路が交わる敷地にあっては、道路に面する1、2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界隈い整備地域についてのみ適用する。

注 本願寺地区の特色ある意匠を構成する要素は、飾り窓、平格子、目隠し格子、額縁窓、持ち出し手摺、腕木びさし、加敷天井（蔵づくり風を含む。）、むしこ窓、幕掛けとする。
東寺地区の特色ある意匠を構成する要素は、平格子、出格子、腕木びさし、加敷天井（蔵づくり風を含む。）、むしこ窓、幕掛けとする。

(新)

【別表16】沿道型美観地区

地区名	都心部幹線地区	三条通地区
低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し, 若しくは屋上を緑化するなど, 良好的な屋上の景観に配慮されたものとすること。 原則として, 塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には, 特定勾配の軒庇(原則として軒の出は90cm以上)を設けること。
外壁等		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は, 都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。 道路に面する外壁は, 和風を基調とする形態意匠又はこれと調和するものとすること。また, その他の外壁についても, 町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する3階の外壁面は, 1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし, 道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ, 道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は, この限りでない。
屋根以外の色彩		<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
中層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど, 良好的な屋上の景観に配慮されたものとすること。 原則として, 塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 日本瓦, 金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には, 特定勾配の軒庇(原則として軒の出は90cm以上)を設けること。

(旧)

【別表16】沿道型美観地区

地区名	都心部幹線地区	三条通地区
低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し, 若しくは屋上を緑化するなど, 良好的な屋上の景観に配慮されたものとすること。 原則として, 塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には, 特定勾配の軒庇(原則として軒の出は90cm以上)を設けること。
中層建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は, 都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。 道路に面する外壁は, 和風を基調とする形態意匠又はこれと調和するものとすること。また, その他の外壁についても, 町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する3階の外壁面は, 1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし, 道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ, 道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は, この限りでない。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど, 良好的な屋上の景観に配慮されたものとすること。 原則として, 塔屋等を設けないこと。
中層建築物	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 日本瓦, 金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には, 特定勾配の軒庇(原則として軒の出は90cm以上)を設けること。

(新)

	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。 低層部は石貼り等の自然素材を用いるなど、落ち着いた歩行者空間の形成に資するものであること。 東堀川通（丸太町通以北、今出川通以南に限る。）に面する敷地にあっては、東堀川通に面する4階以上の外壁面は、3階の外壁面より原則として1メートル以上後退すること。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。
	その他	—
高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観及び沿道のスカイラインの形成に資するものとすること。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	軒庇	—
高層建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。 低層部は石貼り等の自然素材を用いるなど、落ち着いた歩行者空間の形成に資するものであること。 東堀川通（丸太町通以北、今出川通以南に限る。）に面する敷地にあっては、東堀川通に面する4階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として1メートル以上後退すること。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋等及び屋上に設ける建築設備は、その位置、規模及び形態意匠について、沿道のスカイラインの形成に配慮されたものとすること。

(旧)

	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。 低層部は石貼り等の自然素材を用いるなど、落ち着いた歩行者空間の形成に資するものであること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、道路に沿って門又は扉等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。
	その他	—
高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観及び沿道のスカイラインの形成に資するものとすること。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	軒庇	—
高層建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。 低層部は石貼り等の自然素材を用いるなど、落ち着いた歩行者空間の形成に資するものであること。 東堀川通（丸太町通以北、今出川通以南に限る。）に面する敷地にあっては、東堀川通に面する4階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として1メートル以上後退すること。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋等及び屋上に設ける建築設備は、その位置、規模及び形態意匠について、沿道のスカイラインの形成に配慮されたものとすること。

(新)

【別表17】市街地型美観形成地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とすること。ただし、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和する形態意匠とするとともに、良好な景観の創出に配慮されたものとすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の町並みと調和する色彩とすること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、地域の良好な景観特性を生かし、良好な景観の創出に配慮されたものとすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の町並みと調和する色彩とすること。

(旧)

【別表17】市街地型美観形成地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とすること。ただし、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和する形態意匠とするとともに、良好な景観の創出に配慮されたものとすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の町並みと調和する色彩とすること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、地域の良好な景観特性を生かし、良好な景観の創出に配慮されたものとすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の町並みと調和する色彩とすること。

(新)

【別表18】沿道型美観形成地区

地区名	幹線地区及び五条通地区	衣掛けの道地区
低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とすること。ただし、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとすること。 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<p><u>五条通地区において、五条通に面して、まとまった空地を設ける場合は、歩行者空間と調和した緑化等を行うこと。</u></p> <p>二</p>
中層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区的風情と調和したものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとすること。 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<p><u>五条通地区において、五条通に面して、まとまった空地を設ける場合は、歩行者空間と調和した緑化等を行うこと。</u></p> <p>二</p>

(旧)

【別表18】沿道型美観形成地区

地区名	幹線地区	衣掛けの道地区
低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とすること。ただし、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。 自然景観と調和する色彩とすること。
	(新設)	(新設)
中層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区的風情と調和したものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとすること。 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<p><u>五条通地区において、五条通に面して、まとまった空地を設ける場合は、歩行者空間と調和した緑化等を行うこと。</u></p> <p>二</p>

(新)

高層建 築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形狀等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観及び沿道のスカイラインの形成に資するものとすること。 	—
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 	—
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとすること。 	—
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。 	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋等及び屋上に設ける建築設備は、その位置、規模及び形態意匠について、沿道のスカイラインの形成に配慮されたものとすること。 <u>五条通地区において、五条通に面して、まとまった空地を設ける場合は、歩行者空間と調和した緑化等を行うこと。</u> 	—

(旧)

高層建 築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形狀等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観及び沿道のスカイラインの形成に資するものとすること。 	—
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 	—
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとすること。 	—
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の町並みと調和する色彩とすること。 	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋等及び屋上に設ける建築設備は、その位置、規模及び形態意匠について、沿道のスカイラインの形成に配慮されたものとすること。 	—

(新)

【別表19】歴史遺産型美観地区 先斗町界わい景観整備地区

地区名	先斗町通地区	一般地区
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上、その他の軒の出は60cm以上。）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上、その他の軒の出は60cm以上）を設けること。 軒庇の高さは周囲との連続性に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 先斗町通に面する1階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 先斗町通や河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。 河川に面する3階の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 先斗町通に面する1階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 先斗町通や河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 先斗町通に面する1階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 先斗町通や河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。

(旧)

【別表19】歴史遺産型美観地区 先斗町界わい景観整備地区

地区名	先斗町通地区	一般地区
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上、その他の軒の出は60cm以上。）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上、その他の軒の出は60cm以上）を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 先斗町通に面する1階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 先斗町通や河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 先斗町通に面する1階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 先斗町通や河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 先斗町通に面する1階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 先斗町通や河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。 河川に面する3階の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。

(新)

	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 河川に面する3階の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 先斗町通に面する建築物の外壁は原則として真壁造りとすること。 * 先斗町通に面する1, 2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上、他の軒の出は60cm以上。）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 屋根形式は、軒が道路や河川（道路が交わる敷地にあっては、先斗町通。河川と道路が交わる敷地にあっては、河川。）に平行する形式の切妻屋根を基本とし、道路や河川側に軒が出ている状態とすること。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上、他の軒の出は60cm以上）を設けること。 軒庇の高さは周囲との連続性に配慮すること。

(旧)

	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 河川に面する3階の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 先斗町通に面する建築物の外壁は原則として真壁造りとすること。 * 先斗町通に面する1, 2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上、他の軒の出は60cm以上。）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 屋根形式は、軒が道路や河川（道路が交わる敷地にあっては、先斗町通。河川と道路が交わる敷地にあっては、河川。）に平行する形式の切妻屋根を基本とし、道路や河川側に軒が出ている状態とすること。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上、他の軒の出は60cm以上）を設けること。 軒庇の高さは周囲との連続性に配慮すること。

(新)

	(新)	(旧)
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 先斗町通に面する1階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 先斗町通や河川に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 河川に面する3階以上の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 <p>* 先斗町通に面する建築物の外壁は原則として真壁造りとすること。</p> <p>* 先斗町通に面する1, 2階の外壁は、地区的特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 河川に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。 河川に面する3階以上の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界隈整備地域についてのみ適用する。

注 地区の特色ある意匠を構成する要素は、玄関庇、欄干、あやめ板、簾掛け、犬矢来や駒寄、建築本体への丸太材の使用とする。

(旧)

	(旧)
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 先斗町通に面する1階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 先斗町通や河川に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 河川に面する3階以上の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 <p>* 先斗町通に面する建築物の外壁は原則として真壁造りとすること。</p> <p>* 先斗町通に面する1, 2階の外壁は、地区的特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。</p>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界隈整備地域についてのみ適用する。

注 地区の特色ある意匠を構成する要素は、玄関庇、欄干、あやめ板、簾掛け、犬矢来や駒寄、建築本体への丸太材の使用とする。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、社会情勢の変化を勘案し、京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、コミュニティの活動等と連携して地域固有の魅力を高め、地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることを目的に景観地区を変更するものである。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、交通拠点の周辺に都市機能を集積させ、利便性の向上を図るとともに、地球環境への負荷が少ないエコ・コンパクトな都市構造を実現するため、用途地域及び高度地区を変更しようとする京都駅周辺の市街地において、地区の特性に応じた良好な市街地の景観の創出を図ることを目的として、景観地区を変更するものである。

理由説明書

本都市計画は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の31m高度地区を31m第1種高度地区に変更することに伴い、「地区整備計画」の「建築物等の高さの最高限度」の区域を特定している「31m高度地区」の表記を「31m第1種高度地区」に変更するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の変更（京都市決定）

(新) 都市計画京都外国語大学地区地区計画を次のように変更する。※_____で示す箇所が変更箇所

名 称	京都外国語大学地区地区計画				
位 置	京都市右京区西院笠目町及び山ノ内苗町の各一部				
面 積	約 2. 3 <u>ヘクタール</u>				
地 区 計 画 の 目 標	<p>当地区は、本市の主要な都市機能軸である四条通の西方に位置し、本市の特徴的な都市機能である学術研究機能の拡充を図ろうとしている。</p> <p>この地に、外国語教育を中心とした教育研究によって高度な語学力と国際社会で活躍するにふさわしい常識と教養を身につけた人材を育成するため、機能的でかつ開放的な環境を整えるとともに、「大学のまち・京都」にふさわしい土地利用の誘導と周辺の居住環境や景観と調和のとれた市街地環境の形成を図る。</p>				
保全に 関する 方針	<table border="1"> <tr> <td>土 地 利 用 <u>に</u> 関する方針</td><td>文化、景観、防災面で地域の重要な資源となるような大学施設にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、空地の緑化を促進し、周辺環境と調和した土地利用を図る。</td></tr> <tr> <td>建 築 物 等 の 整 備 の 方 針</td><td>大学キャンパスにふさわしい建築物の用途を誘導するとともに、建蔽率や壁面の位置、建築物の高さの制限により、都市部における大学として、周辺の市街地環境や景観と調和のとれた良好なキャンパス環境の形成を図る。</td></tr> </table>	土 地 利 用 <u>に</u> 関する方針	文化、景観、防災面で地域の重要な資源となるような大学施設にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、空地の緑化を促進し、周辺環境と調和した土地利用を図る。	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	大学キャンパスにふさわしい建築物の用途を誘導するとともに、建蔽率や壁面の位置、建築物の高さの制限により、都市部における大学として、周辺の市街地環境や景観と調和のとれた良好なキャンパス環境の形成を図る。
土 地 利 用 <u>に</u> 関する方針	文化、景観、防災面で地域の重要な資源となるような大学施設にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、空地の緑化を促進し、周辺環境と調和した土地利用を図る。				
建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	大学キャンパスにふさわしい建築物の用途を誘導するとともに、建蔽率や壁面の位置、建築物の高さの制限により、都市部における大学として、周辺の市街地環境や景観と調和のとれた良好なキャンパス環境の形成を図る。				
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 大学 高等学校でその用途に供する部分の床面積の合計が 12,000 <u>平方メートル</u>以内のもの 前2号の建築物に付属するもの バス停留所の上屋 			
	建蔽率の最高限度	100分の45(角敷地内等にある建築物にあっては、100分の55)			
	壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の壁又はこれに代わる柱の面(以下「壁面」という。)から敷地境界線までの距離の最低限度は、5 <u>メートル</u>とする。 次に掲げる建築物又は建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分 			
	建築物等の高さの最高限度	3.1m第1種高度地区内に限り、建築物の各部分の高さの最高限度は、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10 <u>メートル</u> を加えたものとする。			
備 考					

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の3.1m高度地区を3.1m第1種高度地区に変更することに伴い、「地区整備計画」の「建築物等の高さの最高限度」の区域を特定している「3.1m高度地区」の表記を「3.1m第1種高度地区」に変更するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の変更（京都市決定）

(旧) 都市計画京都外国語大学地区計画を次のように変更する。※_____で示す箇所が変更箇所

名 称	京都外国語大学地区地区計画								
位 置	京都市右京区西院笠目町及び山ノ内苗町の各一部								
面 積	約 2. 3 <u>ha</u>								
地 区 計 画 の 目 標	<p>当地区は、本市の主要な都市機能軸である四条通の西方に位置し、本市の特徴的な都市機能である学術研究機能の拡充を図ろうとしている。</p> <p>この地に、外国語教育を中心とした教育研究によって高度な語学力と国際社会で活躍するにふさわしい常識と教養を身につけた人材を育成するため、機能的でかつ開放的な環境を整えるとともに、「大学のまち・京都」にふさわしい土地利用の誘導と周辺の居住環境や景観と調和のとれた市街地環境の形成を図る。</p>								
区域の整備・開発及び保全の方針	<table border="1"> <tr> <td>土 地 利 用 の 方 針</td><td>文化、景観、防災面で地域の重要な資源となるような大学施設にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、空地の緑化を促進し、周辺環境と調査した土地利用を図る。</td></tr> <tr> <td>建 築 物 等 の 整 備 方 針</td><td>大学キャンパスにふさわしい建築物の用途を誘導するとともに、建ぺい率や壁面の位置、建築物の高さの制限により、都市部における大学として、周辺の市街地環境や景観と調和のとれた良好なキャンパス環境の形成を図る。</td></tr> </table>	土 地 利 用 の 方 針	文化、景観、防災面で地域の重要な資源となるような大学施設にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、空地の緑化を促進し、周辺環境と調査した土地利用を図る。	建 築 物 等 の 整 備 方 針	大学キャンパスにふさわしい建築物の用途を誘導するとともに、建ぺい率や壁面の位置、建築物の高さの制限により、都市部における大学として、周辺の市街地環境や景観と調和のとれた良好なキャンパス環境の形成を図る。				
土 地 利 用 の 方 針	文化、景観、防災面で地域の重要な資源となるような大学施設にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、空地の緑化を促進し、周辺環境と調査した土地利用を図る。								
建 築 物 等 の 整 備 方 針	大学キャンパスにふさわしい建築物の用途を誘導するとともに、建ぺい率や壁面の位置、建築物の高さの制限により、都市部における大学として、周辺の市街地環境や景観と調和のとれた良好なキャンパス環境の形成を図る。								
地区整備計画	<table border="1"> <tr> <td>建築物等の用途の制限</td><td> <p>建築することができる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 大学 高等学校でその用途に供する部分の床面積の合計が 12,000 <u>m²</u>以内のもの 前2号の建築物に付属するもの バス停留所の上屋 </td></tr> <tr> <td>建ぺい率の最高限度</td><td>100分の45(角敷地内等にある建築物にあっては、100分の55)</td></tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td><td> <ol style="list-style-type: none"> 建築物の壁又はこれに代わる柱の面(以下「壁面」という。)から敷地境界線までの距離の最低限度は、5 <u>m</u>とする。 次に掲げる建築物又は建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分 </td></tr> <tr> <td>建築物等の高さの最高限度</td><td>3.1m高度地区内に限り、建築物の各部分の高さの最高限度は、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10 <u>m</u>を加えたものとする。</td></tr> </table>	建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 大学 高等学校でその用途に供する部分の床面積の合計が 12,000 <u>m²</u>以内のもの 前2号の建築物に付属するもの バス停留所の上屋 	建ぺい率の最高限度	100分の45(角敷地内等にある建築物にあっては、100分の55)	壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の壁又はこれに代わる柱の面(以下「壁面」という。)から敷地境界線までの距離の最低限度は、5 <u>m</u>とする。 次に掲げる建築物又は建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分 	建築物等の高さの最高限度	3.1m高度地区内に限り、建築物の各部分の高さの最高限度は、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10 <u>m</u> を加えたものとする。
建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 大学 高等学校でその用途に供する部分の床面積の合計が 12,000 <u>m²</u>以内のもの 前2号の建築物に付属するもの バス停留所の上屋 								
建ぺい率の最高限度	100分の45(角敷地内等にある建築物にあっては、100分の55)								
壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の壁又はこれに代わる柱の面(以下「壁面」という。)から敷地境界線までの距離の最低限度は、5 <u>m</u>とする。 次に掲げる建築物又は建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分 								
建築物等の高さの最高限度	3.1m高度地区内に限り、建築物の各部分の高さの最高限度は、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10 <u>m</u> を加えたものとする。								
	備 考								

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の3.1m第2種高度地区を3.1m高度地区に変更することに伴い、「地区整備計画」の「建築物等の高さの最高限度」の区域を特定している「3.1m第2種高度地区」の表記を「3.1m高度地区」に変更するものである。